

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

同	同	同	藤原基喜	同	上名寄34番地
同	同	同	奥村周正	同	上名寄2873番地
同	同	同	小林忠義	同	班溪729番地4
同	同	同	小林茂	同	西町681番地
同	同	同	及川章	同	三の橋192番地
同	同	監	事 佐藤明夫	同	班溪1716番地
同	同	同	藤原一行	同	上名寄211番地

目次

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	1
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農業施設管理課)	1
○土地改良事業の施行の同意..... (農業施設管理課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	1
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	2

道収用委員会告示

○土地収用法による裁決書の公示送達.....	3
------------------------	---

告 示

北海道告示第535号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、下川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年8月3日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成19. 7. 10	理 事	三 好 喜代丸	上川郡下川町上名寄1975番地
同	同	同	藤原基喜	同 上名寄34番地
同	同	同	奥村周正	同 上名寄2873番地
同	同	同	小林忠義	同 班溪729番地4
同	同	同	上田富士夫	同 西町922番地
同	同	同	及川章	同 三の橋192番地
同	同	監 事	佐藤明夫	同 班溪1716番地
同	同	同	藤原一行	同 上名寄211番地
退 任	同 19. 7. 9	理 事	三 好 喜代丸	同 上名寄1975番地

北海道告示第536号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、鷹栖町中央地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成19年8月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年8月3日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第537号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成19年7月25日、標津町の行う土地改良(川北東1号地区基盤整備促進[基盤整備](農業用道路))事業の施行に同意した。

平成19年8月3日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第538号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年8月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字旭146地先・75の1(以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
 - 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第539号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年8月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字本町121の1・121の4・124の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、121の5、122の6、123の2、126の4、129の2
 - 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
 - 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第540号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年8月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 室蘭市崎守町337(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 港湾施設用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 釧路市音別町4の1(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第541号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成19年8月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第542号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年8月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幌泉郡えりも町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
えりも町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。)

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、該当者は来庁の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成19年8月23日の経過をもって同項の規定に基づく送達があったものとみなされる。

平成19年8月3日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

1 書類の名称

平成19年7月27日付けで裁決した権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本

2 書類の送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所 不明（土地の登記記録上の住所 東京都小石川区小日向台町二丁目27番地）

氏 名 北海道土地株式会社

